

東大研外発第17号
平成22年10月12日

各 部 局 長 殿

理 事 (研究担当)
松本 洋一郎

科研費によって雇用されている連携研究者及び研究協力者
(研究の補助は除く)の科研費応募資格の取扱いについて(通知)

平成23年度科学研究費補助金公募要領の変更に伴い、平成20年2月22日付け東大財外発第159号「科研費によって雇用されている研究協力者(研究の補助は除く)の科研費応募資格の取扱いについて(通知)」を改め下記のとおりといたしますので、ご周知方よろしく御取り計らい願います。

記

1. 要 件 :

自らが科学研究費補助金の研究代表者又は研究分担者として行おうとする研究課題が、連携研究者及び研究協力者(研究の補助は除く)として既に参画している研究課題に資するものであり、かつ研究が実務上可能であることを書面において申請し、当該研究代表者又は研究分担者が承認し、部局長が確認した場合は、その応募を認める。

2. 申請手続き :

応募するに当たり、別紙様式により、事前に研究代表者又は研究分担者の承認及び部局長の確認を受けなければならない。その際、特定有期雇用教職員の場合は更新予定通知に、特定短時間勤務有期雇用教職員の場合は労働条件通知書に、「その他、科学研究費補助金の研究代表者又は研究分担者となった場合には、雇用元の

業務以外に自らの研究課題に従事することを妨げるものではない」旨を追記するものとする。

3. 応募できる研究種目：

研究代表者として応募できる研究種目は次の通りとする。

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 1) 研究活動スタート支援 | 5) 挑戦的萌芽研究 |
| 2) 若手研究 (A) | 6) 特定領域研究 (公募研究のみ) |
| 3) 若手研究 (B) | 7) 新学術領域研究 (研究領域提案型の公募研究のみ) |
| 4) 基盤研究 (C) | 8) 特別研究促進費 (年複数回応募の試行 (基盤 (C) 相当のみ)) |

4. 応募できる範囲：

研究代表者及び研究分担者として応募できる課題数は、各1課題 (最大で研究代表者1 + 研究分担者1) とする。なお、研究分担者の場合は上記3. の研究種目の制限は行わない。

5. 適用日：平成22年10月12日

○ 主な変更点

平成23年度科学研究費補助金公募要領において、以下の3点が機関で確認されれば、科研費により雇用されている者が自ら科研費に応募できるとされました。

- ① 科研費被雇用者が雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ② 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ③ 雇用元の業務以外の時間であって自ら主体的に行おうとする研究に充てることのできる時間が十分確保されていること

これを受け、従前からの「承認願 (別紙様式)」の提出に加え、特定有期雇用教職員の場合は更新予定通知、特定短時間勤務有期雇用教職員の場合は労働条件通知書に、「その他、科学研究費補助金の研究代表者又は研究分担者となった場合には、雇用元の業務以外に自らの研究課題に従事することを妨げるものではない」旨を追記すること等により対応することとしたものです。手続きの詳細は、別途事務担当者宛に通知します。

(参考)

「平成23年度科学研究費補助金公募要領」(抜粋)

科研費被雇用者は、通常、雇用契約等において雇用元の科研費の業務 (以下

「雇用元の業務」という。)に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められませんので、平成23年度公募において、その取扱いを明確にしました。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費に応募することが可能です。この場合、研究代表者として応募することができるほか、研究分担者及び連携研究者等になることもできます。

また、継続研究課題も同様に、次の点が研究機関において確認されていれば、自ら科研費の研究を実施することができます。

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることのできる時間が十分確保されていること

承 認 願

平成 年 月 日

研究代表（又は分担）者

〇〇 〇〇 殿

研究種目 _____

課題番号 _____

私が平成〇〇年度科学研究費補助金「〇〇研究〇」に研究代表者として申請すること（又は研究分担者として参画すること）、また、採択された場合には、研究代表者（又は研究分担者）として当該研究に従事することにつき承認願います。

今回申請（又は今回参画）することを予定しているのは、.....を目的とした研究であり、現在私が連携研究者又は研究協力者として従事している研究の遂行にも大いに資するものと考えます。また、当該研究は、連携研究者又は研究協力者として従事するものと明確に区分して実施されます。

なお、私が研究代表者（または研究分担者）として行う研究活動により、連携研究者又は研究協力者としての十分な活動が行えない事態が生じた場合には、連携研究者又は研究協力者としての人件費は一切求めません。

斜体は研究分担者の場合

申請者氏名 〇〇 〇〇 印

上記の承認願いについては承認します。

平成 年 月 日

研究代表（又は分担）者

（自署） 〇〇 〇〇

（注）正本→事務部へ提出、 副本（写）→研究代表（又は分担）者、申請者保管

確 認 欄	
部局長	事務責任者

東大研資発第70号
令和2年10月12日

各 部 局 長 殿

理 事 (研究担当)
宮園 浩平

「科研費によって雇用されている連携研究者及び研究協力者（研究の補助は除く）の科研費応募資格の取扱いについて（通知）」の一部改定について（通知）

令和2年度補助条件（交付条件）及び令和3年度公募要領の変更に伴い、平成22年10月12日付け東大研外発第17号及び平成29年10月4日付け東大研資発第42号を一部改め下記のとおりといたしますので、ご周知方よろしく御取り計らい願います。

記

○変更点

旧	新
<p>1. 要件</p> <p>自らが科学研究費補助金の研究代表者又は研究分担者として行おうとする研究課題が、連携研究者及び研究協力者（研究の補助は除く）として既に参画している研究課題に資するものであり、かつ研究が実務上可能であることを書面において申請し、当該研究代表者又は研究分担者が承認し、部局長が確認した場合は、その応募を認める。</p>	<p>1. 要件</p> <p>自らが科学研究費補助金の研究代表者又は研究分担者として行おうとする研究課題が、連携研究者及び研究協力者（研究の補助は除く）として既に参画している研究課題に資するものであり、かつ研究が実務上可能であることを書面において申請し、当該研究代表者又は研究分担者が承認し、部局長が確認した場合は、その応募を認める。</p> <p><u>ただし、令和2年10月9日付け東大研資発第68号理事（研究担当）通知の適用を受ける者は除く。</u></p>

<p>3. 応募できる研究種目</p> <p>1) 研究活動スタート支援</p> <p>2) 若手研究</p> <p>3) 基盤研究 (C)</p> <p>4) 挑戦的研究 (萌芽)</p> <p>5) 新学術領域研究 (研究領域提案型の公募研究のみ)</p> <p>6) 特別研究促進費</p>	<p>3. 応募できる研究種目</p> <p>1) 研究活動スタート支援</p> <p>2) 基盤研究 (C)</p> <p>3) 挑戦的研究 (萌芽)</p> <p>4) 新学術領域研究 (研究領域提案型の公募研究のみ)</p> <p><u>5) 学術変革領域研究 (A) (公募研究のみ)</u></p> <p>6) 特別研究促進費</p>
--	--

令和2(2020)年度「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」及び「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」において、雇用元の業務に従事するエフォートの一部を、科研費被雇用若手研究者の自発的な研究活動等に充当することが可能となったことを受け、「1. 要件」及び「3. 応募できる研究種目」を見直しました。

令和2年度科学研究費助成事業において、「学術変革領域研究 (A・B)」が創設され、令和3年度より同種目の「公募研究」が募集開始となることを受け、「3. 応募できる研究種目」の見直しを行いました。

以上